

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/7/8 号 (No. 584)

=====

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、アイスランドおよびエジプトとの特許審査ハイウェイを再延長(国家知識産権網 2024年7月4日)
2. 中国の人工知能産業、2026年までに新たな国家標準50項目以上を策定(中国政府網 2024年7月2日)
3. 2024年専利調査が開始、全国1万3000社の企業が対象(国家知識産権網 2024年6月27日)
4. 国家知識産権局、ハイエンドシンクタンクと特色シンクタンクの構築を推進(中国国際貿易促進委員会公式サイト 2024年6月25日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 唐山で新素材と新エネルギー産業向けの知財保護センターが設立(国家知識産権網 2024年6月26日)

【華東地域】

2. 安徽省、データ知的財産権を担保にした新たな融資方式で企業支援実施(中国保護知識産権網 2024年7月2日)
3. 浙江省、全国初のデータ知的財産権サービスプラットフォーム「数知通」でライセンス取引が活発に(中国知識産権资讯网 2024年7月2日)

【華南地域】

4. 広州開発区、デジタル経済の知的財産権保護強化へ新たな行動方案を発表(中国知識産権资讯网 2024年7月3日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院が交叉執行の10大典型事例を発表、メラミン特許侵害事件が入選(中国法院網 2024年7月3日)
2. 最高人民法院の知的財産法廷、設立以来の成果と課題を報告(最高人民法院知識産権法廷 Wechat 公式アカウント 2024年7月1日)
3. 新エネ車技術秘密侵害事件、敗訴企業が判決を積極的に履行(最高人民法院公式サイト 2024年6月27日)
4. 北京、天津、河北の検察機関、知的財産権保護で協力強化へ 唐山で調印式を実施(最高人民検察院公式サイト 2024年6月23日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 「学術中国」知的財産権サービスプラットフォームが正式稼働(国家知識産権網 2024年7月3日)
2. 杭州のブロックチェーン企業 Hyperchain、WIPO グローバル・アワードのファイナリストに選出(中国知識産権资讯网 2024年7月1日)
3. 中国太陽光発電産業の専利発展年次報告書が発表(工業情報化部電子知的財産権センターWechat 公式アカウント 2024年6月27日)

○ 統計関連

1. 中国、生成 AI 特許出願で世界首位に＝WIPO 報告書(中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024年7月5日)
2. 中国国際貿易促進委員会が「2023年グローバル知的財産権保護指数報告書」を発表(中国国際貿易促進委員会公式サイト 2024年7月2日)

○ その他知財関連

1. 2024年 WIPO サマー・スクールが湖北省で開講(国家知識産権網 2024年7月4日)
2. 第6回日中商標制度シンポジウムが北京で開催(中華商標協会 Wechat 公式アカウント 2024年7月2日)
3. 国家知識産権局と WIPO、天津と湖北で PCT ハイレベル巡回セミナーを共催(国家知識産権網 2024年6月26日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、アイスランドおよびエジプトとの特許審査ハイウェイを再延長★★★

中国国家知識産権局は、アイスランド特許庁及びエジプト特許庁との間で、特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムをさらに5年間延長することで合意に達した。この二つの PPH 試行プログラムは、2024年7月1日から2029年6月30日まで再度延長されることとなる。この中で、中国とアイスランド間の PPH ガイドラインはアイスランド特許庁の本部住所の更新が行われたが、その他の手続きや内容に変更はなく、引き続きプログラムに適用される。また、中国とエジプト間の PPH 試行プログラムも、以前の中国・エジプト PPH ガイドラインに従って運用される。

PPH 試行プロジェクトの再延長は、イノベーターたちが自らの特許出願をより迅速に審査されることを可能にし、科学技術の革新と経済発展を促進する良好なサービスを提供する。さらに、この再延長は中国とアイスランド、中国とエジプト間の知的財産分野での交流と協力を一層深めることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024年7月4日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/29/art_53_193446.html

★★★2. 中国の人工知能産業、2026年までに新たな国家標準50項目以上を策定★★★

工業情報化部、中央インターネット安全・情報化指導小組、国家發展改革委員会、国家標準委員会の4部門はこのほど、共同で「国家人工知能産業総合標準化体系建設ガイドライン（2024版）」を発表し、2026年までに中国の人工知能産業の標準化と科学技術革新の連携レベルを持続的に向上させることを提案した。この目標の下、新たに国家標準および業界標準を50項目以上制定し、人工知能産業の高品質な発展をリードする標準体系の形成を加速する計画である。

「ガイドライン」では、基礎共通標準、基礎支援標準、コア技術標準、インテリジェント製品およびサービス標準、新型工業化エンパワーメント標準、業界応用標準、安全・ガバナンス標準など、七つの側面から標準化体系建設の主要方向を明確にしている。

このガイドラインは、中国の人工知能産業がグローバルな標準をリードし、さらなる発展を遂げるための重要な一歩と位置付けられている。

(出典：中国政府網 2024年7月2日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202407/content_6960709.htm

★★★3. 2024年専利調査が開始、全国1万3000社の企業が対象★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのたび、2024年の全国的な専利（特許、実用新案、意匠）調査を開始すると発表した。調査は、専利創出、専利の移転と転化、知的財産権の保護、海外での知的財産権活動、グリーンテクノロジーに焦点を当てて行われる。

調査の対象者は、2023年末時点で有効な専利を持つ国内企業であり、調査のサンプルは1万3000社の企業権利者及びその4万件の有効な専利を含む。調査範囲は北京をはじめとする27の地域に及ぶ。

本調査は、抽出サンプル調査と重点調査の組み合わせで実施される。サンプルは層別ランダム抽出法によって選ばれ、50件以上の有効な特許を持つ企業権利者は調査対象に自動的に含まれる。

最終報告の作成は、CNIPA 知的財産権発展研究センターが担当し、11月中旬までに完成予定である。この調査は、国内の特許環境と知的財産権の現状を把握し、今後の政策策定に役立てるために重要なデータを提供することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024年6月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/27/art_75_193399.html

★★★4. 国家知識産権局、ハイエンドシンクタンクと特色シンクタンクの構築を推進★★★

6月25日、中国国家知識産権局は定例の記者会見を開催し、知的財産権に関する人材育成の最新の動きを紹介した。記者会見で、人事司の張志成司長は、同局がハイエンドシンクタンクと特色シンクタンクの構築を進めていることを報告した。

ハイエンドシンクタンクの構築に関しては、今年3月に発足した第5回国家知的財産専門家諮問委員会が中核をなす。この委員会は、48名の著名な専門家から成り、その中には中国科学院や中国工程院の院士9名が含まれている。これらの専門家は、特許、商標、地理的表示、著作権、営業秘密、独占禁止など、知的財産権の様々な分野から集められており、新たにビッグデータ、人工知能、新材料、新エネルギー、半導体といった先端産業や、ハイエンド製造、漢方薬などの専門家が加わった。

一方、特色シンクタンクの構築においては、データ知的財産権、地理的表示製品、海外知的財産権紛争対応などの分野で指導的な専門家プールを設立し、500人以上の専門家を集結させた。また、ハイエンド機器、石油化学、陶磁器、技術移転、知的財産権ファイナンスなどの分野においても地域ごとに特色あるシンクタンクが設立されている。

(出典：中国国際貿易促進委員会公式サイト 2024年6月25日)

<https://www.ccpit.org/a/20240625/20240625rzvm.html>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 唐山で新素材と新エネルギー産業向けの知財保護センターが設立★★★

中国国家知識産権局はこのほど、河北省唐山市で国家級知的財産権保護センターの設立を承認した。新素材と新エネルギー産業に向けて知的財産権の迅速な協同保護を行う。これにより、全国で設立中と運用開始された国家級知的財産権保護センターの数は72に達した。

唐山は環渤海地区に位置する新型工業化基地と港湾都市であり、豊かな自然資源に恵まれ、強固な工業力を有している。経済規模では河北省最大な都市でもある。新設された知財保護センターは、ワンストップ式の知財保護総合サービスプラットフォームとして機能し、イノベーション・チェーンと産業チェーンのさらなる統合などを促進し、北京・天津・河北一体化の協同発展を支えることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024年6月26日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/26/art_53_193392.html

【華東地域】

★★★2. 安徽省、データ知的財産権を担保にした新たな融資方式で企業支援実施★★★

安徽省において、中用科技有限公司など3社が、登録されたデータ知的財産権を担保に設定し、銀行から総額1800万円の融資を受けることに成功した。これにより、安徽省で初めてデータ知的財産権を活用した担保融資が実施された。

データ知的財産権担保融資は、企業が合法的に保有し、データ知的財産権登録プラットフォームで認証されたデータを担保にする新しい融資方法である。安徽省は近年、データ知的財産権の制度体系を積極的に整備し、データの流通と活用のための強固な基盤を築いている。現在までに、量子計算、新エネルギー自動車、新素材、都市安全建設、スマートケアなど、多岐にわたる産業分野をカバーする26件のデータ知的財産権が登録されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 7 月 2 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202407/1986563.html>

★★★3. 浙江省、全国初のデータ知的財産権サービスプラットフォーム「数知通」でライセンス取引が活発に★★★

浙江省市場监督管理局（知識産権局）は、今年 4 月に全国で初めて稼働したデータ知的財産権一体化サービスプラットフォーム「数知通」を通じて、浙江省内の企業がデータ知的財産権のライセンス取引 7 件を完了し、その取引額は合計で 700 万元に達したことを発表した。

「数知通」プラットフォームは、データ知的財産権の取引モデルを拡大し、企業がデータリソースを最大限に活用し、その価値を最大化できるよう支援している。このプラットフォームは「浙里金融」「科学データバンク」といったアプリケーションとも連携を果たし、浙江省、杭州市、寧波市の知的財産権取引サービスセンター、浙江ビッグデータ取引センター、杭州データ取引所とも接続を確立している。

また、「数知通」には、データ品質評価、データ価値評価、質権融資、保険、データ証券化、株式化、財務報告への記載など、さまざまなサービス機関が参加しており、企業に対してワンストップのデータ知的財産権運用サービスを提供している。このような革新的な取り組みにより、浙江省は企業のデータ活用と知的財産の保護を一層強化している。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 2 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140256

【華南地域】

★★★4. 広州開発区、デジタル経済の知的財産権保護強化へ新たな行動方を発表★★★

6 月 27 日、広州開発区は記者発表会を開催し、デジタル経済における知的財産権の保護を強化するための行動方を公表した。この新たな行動方は、データを核心要素とするデジタル経済が経済および社会の発展をけん引する新たなエンジンとなっている現状を背景に、デジタル経済分野における知的財産権の保護体制を先導するものである。

広州開発区知識産権局の鐘局長によれば、この行動方はデジタル経済分野における知的財産権の保護と活用を強化することを目的としており、知的財産権の掘り下げとポートフォリオの強化、運用転化効率の向上、サービス・エコシステムの構築、権利確認活用制度の刷新、全面的な法治保障の強化など、5 つの側面から 20 の具体的な施策を展開している。これらには、インフラ整備の充実、高度人材の育成、司法保護体制の最適化などが含まれている。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 7 月 3 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140259

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院が交叉執行の 10 大典型事例を発表、メラミン特許侵害事件が入選★★★

最高人民法院は7月3日、人民法院（裁判所）による交叉執行作業の進捗とその成果、及び10大典型事例を公表する記者会見を開催した。その中で、四川省の企業と山東省の企業間で発生したメラミン特許と技術秘密侵害を巡る執行事件が10大典型事例の1つとして選出された。

この事例は、中国の知的財産権事件としては最大の執行額を誇り、四川省成都中級人民法院により執行が開始され、最高人民法院の直接監督のもと、四段階、三地域にわたる九つの法院が協力して執行された。2024年1月28日には執行和解が成立し、関連する訴訟および執行事件が一括で解決された。事件の解決により、双方の企業保護及び両地域の経済発展に寄与する結果が得られた。

交叉執行は、判決の執行が困難な事件を他の法院で執行させる制度であり、権力や人間関係、情が介入することを防ぎながら、監督管理を強化し、判決執行の質と効率を向上させる目的がある。最高人民法院は2023年10月から19の省・自治区・直轄市で交叉執行の試験運用を開始しており、これまで全国の法院で交叉執行された事件は7万2843件に達し、2万3119件が実質的に進展または解決され、執行額は398億9100万元に達している。

(出典：中国法院網 2024年7月3日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/07/id/8011936.shtml>

★★★2. 最高人民法院の知的財産法廷、設立以来の成果と課題を報告★★★

最高人民法院は6月27日、知的財産法廷の設立以来の活動状況に関する座談会を開催した。2019年1月1日の設立から今年の6月26日までの間に、知的財産法廷は合計2万338件の事件を受理し、1万7638件を結審した。

受理された事件の種類は、中国のイノベーション、市場競争、および対外開放の急速な発展を反映しており、特に戦略的新興産業関連の事件が全体の30%以上を占めている。特許関連の事件も年平均30.9%増加しており、1億元を超える賠償金を命じる判決や独占行為を認定する事件の増加も見られる。

国際的な影響力も顕著に向上しており、外国関係者が当事者となる事件が全体の約10%を占め、年平均で28.6%増加している。特に、特許の権利確定事件の三分の一は涉外事件であり、当事者双方とも外国関係者の事件も増加傾向にある。

また、知的財産法廷の設立から5年間で、技術関連知的財産権の民事実体事件の二審改判率は19.4%に達し、調停による取り下げ率は38.1%となっており、改革前よりも高い数値を示している。行政の実体事件の二審改判率は6.9%で、改革前と同等であるが、民事および行政実体事件の二審での差し戻し率はそれぞれ1.1%、0.13%と大幅に低下している。

さらに、実体事件の平均審理期間は182.1日、管轄事件の平均審理期間は29.9日と短縮されており、全国の技術関連知的財産権事件の再審申請率も約10%ポイント低下している。

(出典：最高人民法院知識産権法廷 Wechat 公式アカウント 2024年7月1日)

https://mp.weixin.qq.com/s/dzYo3Kg7cXiUED4_1GoHCw

★★★3. 新エネ車技術秘密侵害事件、敗訴企業が判決を積極的に履行★★★

最高人民法院はこのほど、国内有名自動車メーカー間の従業員「転職」に起因する技術秘密侵害に関する控訴審を結審した。侵害者に対して懲罰的損害賠償及び合理費用を合わせ、総額約 6.4 億元の支払いを命じる判決が下された。これは中国の知的財産権侵害訴訟の賠償金額として歴史的な記録を更新するものである。また、判決には技術秘密の侵害停止に関する民事責任の具体的な内容や範囲、侵害停止などの非金銭的義務の履行拒否に対する遅延金およびその計算基準についての革新的な試みが含まれている。

6 月 26 日、敗訴した威馬汽車およびその関連会社は、裁判所の判決に基づき、吉利汽車の技術秘密の侵害を停止するための公告を「人民法院報」に掲載する申請を行い、判決を積極的に履行する姿勢を示した。これは、法的責任を遵守し、企業間の健全な競争を促進するための重要な一歩であるとみられる。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024 年 6 月 27 日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/436111.html>

★★★4. 北京、天津、河北の検察機関、知的財産権保護で協力強化へ 唐山で調印式を実施★★★

最近、北京市、天津市、河北省の検察機関は唐山市で「知的財産権保護における検察機関の協同強化に関する意見」の調印式を行った。このイベントには、北京市検察院第 4 分院、天津市検察院第 1 分院、唐山市検察院の責任者が出席し、「意見」に署名した。

この「意見」は、企業のイノベーションを保護し、支援するための「検察で企業を守る」特別行動に焦点を当てている。三機関は、常態化された連絡体制の構築、事件対応の協力、違法行為を行う企業のコンプライアンス改善、公益訴訟の推進、検察業務のデジタル化、リソース共有、人材の交流など、広範な協力関係を深めることに合意した。

これらの取り組みを通じて、知的財産権の「厳格保護、大保護、迅速保護、平等保護」という目標を実現するための基盤が構築される。三機関は、地域間での協力と調整を強化し、知的財産権の保護に関する法の執行をより効果的にすることを目指している。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024 年 6 月 23 日)

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202406/t20240623_657465.shtml

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 「学術中国」知的財産権サービスプラットフォームが正式稼働★★★

6 月 28 日、新華網「学術中国」知的財産権サービスプラットフォームが正式に稼働した。このプラットフォームは、「知的財産権+」（特許、商標、著作権の評価・転化・取引）、「学者+」（各機関の成果価値評価、人材導入・昇進評価、同業者評価）、「学術機関+」（学術イノベーション、知的財産権運営）、「著作権+」（権利保護、権利運営）などを一体化した総合サービスプラットフォームである。

このプラットフォームは、「特許検索申請-評価-取引」「商標検索申請-評価-取引」といったプロセスを効果的に連携させることにより、イノベーションの成果を効率的に市場へと導くための支援を

行っている。学界と産業界の橋渡しとして、このプラットフォームは研究成果の実用化を加速し、研究者と産業界の双方に価値あるリソースを提供することを目指している。

(出典：国家知識産権網 2024年7月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/3/art_55_193493.html

★★★2. 杭州のブロックチェーン企業 Hyperchain、WIPO グローバル・アワードのファイナリストに選出★★★

世界知的所有権機関（WIPO）はこのたび、2024年のWIPO グローバル・アワードのファイナリストを発表し、中国杭州を拠点とする趣鏈科技有限公司（Hyperchain）が、中国からの候補者4社の中の1社としてリストに名を連ねたことがわかった。

Hyperchain は、中国のブロックチェーン企業として、政府サービス、金融、エネルギーといった多岐にわたる分野でその技術が導入されており、数兆円規模のビジネスサポートを行っている。同社はユニコーン企業から国家級の専精特新「小巨人」企業へと成長を遂げる過程で、革新力とコア競争力の強化に重点を置いてきた。これを支えるため、専門の知的財産権管理部門を新設し、知的財産権の管理制度を確立・実施している。同社は規範化とプロセス化を進め、特許技術の実用化を加速させており、現在、900件以上の国内外特許出願を行い、240件以上の中国国内特許と70件以上の国際特許を「特許協力条約」（PCT）を通じて取得している。

さらに、Hyperchain はデータ価値保護プラットフォーム「飛烙印」を独自に開発し、このプラットフォームは司法コンソーシアムチェーンを確立している。このシステムは、公証処や裁判所、知的財産管理当局、法律事務所などの機関と連携し、オリジナルのクリエイターに対して著作権の預託と認証、権利侵害の証拠収集と公証などのサービスを提供している。現在、3500人以上のクリエイターと、Luckin Coffee や Bull、BYD など複数の大手企業に知的財産権サービスと支援を提供し、その実績を高く評価されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年7月1日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140250

★★★3. 中国太陽光発電産業の専利発展年次報告書が発表★★★

中国太陽光発電業協会はこのほど、国家工業情報安全発展研究センターおよび工業情報化部電子知的財産権センターと共同で、「太陽光発電産業専利発展年次報告書（2024）」を公表した。この報告書は、中国の太陽光発電産業主要技術分野と重点製品の専利（特許、実用新案、意匠）発展傾向を分析している。

報告書によると、近年、中国の太陽光発電産業は急速に規模を拡大し、技術水準も継続的に進歩している。イノベーションの成果も次々と生まれ、2023年12月31日時点での専利出願の累計件数は16万6000件に達し、有効専利は7万3000件、有効特許は2万2000件に及び、これらの数字はいずれも世界トップである。

シリコン材料、シリコンウェーハ、バッテリー、コンポーネントの専利出願件数はそれぞれ1万

2900 件、2 万 8300 件、4 万 2800 件、4 万 7800 件、3 万 7900 件に達している。また、TOPCon 電池、BC 電池、ヘテロ接合電池などに代表される新型電池の分野ではイノベーションが活発に行われており、専利出願件数はそれぞれ 6100 件、2400 件、2700 件に達している。

(出典：工業情報化部電子知的財産権センターWechat 公式アカウント 2024 年 6 月 27 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/XDwtlkY5Dig0jhH9EqpdyA>

○ 統計関連

★★★1. 中国、生成 AI 特許出願で世界首位に＝WIPO 報告書★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が 7 月 3 日に公表した報告書によると、2014 年から 2023 年までの 10 年間に於いて、中国が生成 AI（人工知能）関連の特許出願件数で世界最多を記録した。この期間中、中国の特許出願件数は 3 万 8000 件以上に上り、2 位の米国の 6 倍に達している。

WIPO が取りまとめたこの報告書は、世界の生成 AI 特許状況を詳細に分析しており、2014 年から 2023 年までの全世界での生成 AI 関連の特許出願件数は 5 万 4000 件に達し、そのうち 25%以上が昨年に公開されたという。

生成 AI 関連特許の分野別では、画像およびビデオデータが最も多く出願されており、テキストデータ、音声および音楽データがそれに続いている。特に注目されるのは、トップ 10 の特許出願者リストであり、テンセント、中国平安、バイドゥ、中国科学院、IBM、アリババグループ、サムスン電子、アルファベット、バイトダンス、マイクロソフトが名を連ねている。

中国以外では、生成 AI 関連特許の主要な出願国として米国、韓国、日本、インドが挙げられており、これらの国もまた、技術革新のフロントラインで活動している。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024 年 7 月 5 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/6ELxO-Qx8GH6kEjByQhPNA>

★★★2. 中国国際貿易促進委員会が「2023 年グローバル知的財産権保護指数報告書」を発表★★★

6 月 28 日、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）が主要国の知財保護に関する法律や政策、市場などの情報をまとめた「2023 年グローバル知的財産権保護指数報告書」を発表した。

CCPIT は、中国企業の国際市場への進出を支援する目的で、グローバル知的財産権保護指数の研究を継続して行っている。最新の報告によると、グローバル知財保護指数ランキングでスイスが 1 位を獲得し、中国は 7 位に位置している。中国は特に IT とデジタル通信技術の特許認可数、1 千億ドルの GDP 当たりの特許出願件数、地理的表示保有数で、評価対象国の中で 1 位または 2 位にランクされており、全体的な実力が平均水準を上回っている。

CCPIT の趙萍報道官は、「中国政府が知的財産権の保護を常に高く重視しており、過去 1 年間の中国の知的財産権の発展がこの報告書に客観的に反映されている」と述べている。

報告書はまた、中国が国際的な先進水準に達していない領域も指摘している。具体的には、SCI に収録された高被引用論文の割合や国内移行 PCT 出願件数の割合が国際的な先進水準に比べて低いことが挙げられている。

(出典：中国国際貿易促進委員会公式サイト 2024年7月2日)

<https://www.ccpit.org/a/20240702/20240702x68p.html>

○ その他知財関連

★★★1. 2024年WIPOサマー・スクールが湖北省で開講★★★

7月1日、世界知的所有権機関(WIPO)と中南財經政法大学が共催する2023年WIPOサマー・スクールが湖北省で開講した。世界各国の学者や学生に対して、グローバルな知的財産情報の交流、理論の相互学習、実務の相互理解を促進する高水準のオープンプラットフォームを提供した。136名の中国人学生と、フランス、イタリア、英国、ロシア、インド、南アフリカ、ブラジルなど32カ国からの181名の外国人学生が参加した。

サマー・スクールはオンラインとオフラインを組み合わせたハイブリッド形式を採用し、世界中の学生が参加できるようにした。これにより、大学生や業界の若者に知的財産権を深く理解する機会を提供する。2週間にわたる集中的かつ学際的なコースを通じて、知的財産権の重要性、特に経済や社会、文化、技術の発展におけるその重要な役割について深く学ぶ。

開講式に出席した湖北省知識産権局の関係責任者は、同局の今後の活動方針について、WIPO及びその中国事務所との協力を一層推進し、中南財經政法大学による知的財産学科の整備や理論研究、人材育成に強力な支援を行うと表明した。

(出典：国家知識産権網 2024年7月4日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/4/art_57_193555.html

★★★2. 第6回日中商標制度シンポジウムが北京で開催★★★

6月27日、日本貿易振興機構(JETRO)北京事務所と中華商標協会が北京で第6回日中商標制度シンポジウムを共催した。日本国特許庁(JPO)商標課の根岸課長、国家知識産権局(CNIPA)商標局の徐一級巡視員、中華商標協会の馬会長が開幕挨拶をし、JETRO北京事務所知的財産部の太田部長が閉会挨拶をした。

JETRO北京事務所知的財産部の鹿児島副部長、中華商標協会国際部の翟主任が議長を務めた。シンポジウムにおいて、日本の商標制度及び審査実務、中国の商標制度及び商標審査実務の最新動向、日本の情報提供制度、中国の商標共存実務の現状などが紹介され、両国の企業や知的財産権代理機構の関係者約500人がオンラインと会場でシンポジウムに参加した。

(出典：中華商標協会 Wechat 公式アカウント 2024年7月2日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/Y6CVwna3LxhjUNWmoOpkA>

★★★3. 国家知識産権局とWIPO、天津と湖北でPCTハイレベル巡回セミナーを共催★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)と世界知的所有権機関(WIPO)は最近、特許協力条約(PCT)に関するハイレベル巡回セミナーを天津市と湖北省で共催した。このセミナーは、特許出願手続きの国際的な枠組みであるPCT制度の理解を深めることを目的として開催された。

セミナーでは、CNIPA と WIPO の専門家が集まり、PCT 制度の最新の動向と具体的な利用方法について詳細な説明を行った。また、イノベーターや特許関連サービス機関の実務者に向けて、PCT を活用した特許出願の効果的な進め方についても指導が行われた。

参加者は、企業、大学、特許サービス機関、さらには CNIPA 専利審査協力湖北センター、天津センター、および地方の知的財産権管理機関の関係者など、約 300 人に及び、積極的な質疑応答が行われた。このセミナーを通じて、参加者は PCT 制度に対する理解を一層深めるとともに、実務能力の向上が図られた。

(出典：国家知識産権網 2024 年 6 月 26 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/26/art_53_193393.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved